

令和3年8月1日から、
育児休業給付金、介護休業給付金、高年齢雇用継続給付金
の手続の際、通帳等の写しの添付を省略できるようになり
ました。

●省略できる場合

支給申請書類の中の「払渡希望金融機関指定届」が、
電磁的方法（パソコン入力等）により記載されている場合

※手書きで記載されている場合、記載内容の誤読のおそれがあるため省略できません。

●その他ご協力をお願い

省略できる場合であっても、必要に応じてハローワークより通帳等の写し
の提出を依頼することがあります。例えば、以下の場合です。

* 被保険者の氏名と、口座名義が異なる場合

この場合は、通常振込ができないため、あらかじめ支給申請書類の備考欄等に口座名義
をカタカナで記載する、または通帳等の写しを添付する等、口座名義がわかるようご協力
をお願いいたします。

（例）被保険者氏名で登録していないミドルネームがある場合
アルファベット氏名の読み仮名表記が異なる場合 など

* 支給申請書類に記載された金融機関へ振込ができなかった場合

対象となる申請書

〈高年齢雇用継続給付金〉

- 高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続支給申請書

〈育児休業給付金〉

- 育児休業給付金受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書

〈介護休業給付金〉

- 介護休業給付金支給申請書

